

外郭団体見直し検証専門部会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県行政機構審議会条例(昭和39年12月28日。条例第92号)第7条に基づき、行政機構審議会への諮問事項である県出資等外郭団体の見直しの検証に関する事項を調査・検討するため設置する専門委員(以下「委員」という。)に関して必要な事項を定める。

(部会)

第2 県出資等外郭団体の見直しの検証に関する事項の調査・検討を効率的に行うため、「外郭団体見直し検証専門部会」(以下、「部会」という。)を設ける。

- 2 部会は委員5名以内で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、知事が指名する。
- 4 部会長は会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理する。

(検討事項)

第3 部会は、第三者機関として中立的な立場で、「長野県出資等外郭団体改革基本方針」(平成16年6月)及び「長野県出資等外郭団体改革実施プラン」(平成16年9月)に基づいて行われてきた県出資等外郭団体の見直しについて、その進捗状況を調査・検討するとともに、必要に応じて県がとるべき措置について行政機構審議会に報告する。

(会議)

第4 会議は部会長が招集し、主宰する。

- 2 会議では必要に応じ、関係者から意見を求めることができる。

(庶務)

第5 部会の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年1月15日から施行する。